

○総務省告示第二百六十八号
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月三十一日
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣 村上誠一郎

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十八万六千五百円を超えるときは、十八万六千五百円）	同上	同上	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円）
随時介護を要する状態	同上	同上	同上	同上	同上
同上	一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が九万二千九百八十円を超えるときは、九万二千九百八十円）	同上	同上	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）
同上	同上	同上	同上	同上	同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

2 1 この告示は、令和七年八月一日から施行する。

この告示による改正後の規定は、令和七年八月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。